



政策Ⅲ みんなで支えあう健康のまちづくり

施策 3-1 健康づくりの推進

【現状と課題】

生活環境や生活様式の変化により、がんや心臓病、循環器病、糖尿病などの生活習慣病やストレス関連疾患への対策が課題となっています。こうした中で、健康とは単に病気でない状態のみならず、身体的、精神的、さらには社会的にも良好な状態であると理解することが必要となっています。また、仮に病気や障害があっても、社会での役割を果たし、生きがいを持って自立した生活が出来るようにすることも重要となります。

国においても、国民の健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、医療制度改革の一環として平成15年に健康増進法を施行しています。これに基づき本町も健康づくり計画を策定し、町民の健康づくりを積極的に推進しています。

健康を維持することは個人の健康感に基づくものであり、一人ひとりが主体的に取り組むことが必要ですが、個人の意識や努力だけで健康を維持することは困難な場合も多く、地域ぐるみで健康づくりの活動を行うなど、町民すべてが健やかに暮らせるまちづくりが課題となっています。

町民一人ひとりが健やかに自分らしく生き生きと暮らせる人生を実現するために、町民自らが心身の健康づくりに取り組むための効果的・効率的な検診・保健指導や、健全な生活習慣の形成に向けた町民運動を推進、支援することが必要となります。

【基本事業】

③-1-1 健康増進事業の推進

町民の健康づくりに資する各種研修等の充実により、こころの健康づくりや疾病を予防するための知識を伝達し、健康に対する意識の向上を図ります。

③-1-2 健康相談、保健指導の充実

妊娠婦期、乳幼児期、学童期、青年期、成人期、高齢期など、町民のライフステージや健康状態に合わせたきめ細やかな相談により、個々人の健康課題の解決を支援します。

③-1-3 早期発見、予防の充実

各種検診事業を通じて、町民が自らの健康状態を理解し、健康を保ち元気に過ごせるよう、病気等の早期発見、予防体制の充実を図ります。

③-1-4 母子保健の充実

心身にゆとりを持って子育てができるよう、また健康的な生活習慣・食習慣が確立できるように支援します。

③-1-5 地域の健康管理のリーダー育成

各地区における健康づくり学習会等の実施を通じて、地域の健康課題を町民と共有するとともに、町民が主体となった健康づくりや福祉活動を推進するリーダー的人材の育成に努めます。

③-1-6 薬物乱用防止対策の推進

凶悪な犯罪を引き起こす要因となりうる青少年の薬物乱用や社会問題化している覚醒剤等による薬物中毒被害を未然に防止するため、町民や青少年に対する意識啓発、指導員による薬物乱用防止の啓発に取り組みます。

基本事業	主要事務事業
健康増進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進のための各種教室の開催 ・生活習慣病などの疾病予防教室の開催 ・こころの健康づくり事業
健康相談、保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦・乳幼児相談・食生活相談 ・各種健康相談事業 ・保健師・栄養士家庭訪問
早期発見、予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 ・乳幼児健康診査相談事業 ・基本健康診査事業・各種がん検診事業 ・骨粗鬆症検診事業・結核検診事業 ・肝炎検診事業
母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦相談・新生児・産婦訪問 ・乳幼児健康診査事業 ・子育て支援教室の開催 ・各種予防接種
地域の健康管理のリーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり学習会の開催 ・各種研修会の開催
薬物乱用防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止のための広報、啓発事業

施策 3-2 地域医療の充実

【現状と課題】

高齢化の進行や食生活をはじめとする生活環境の変化、さらには、介護保険制度の導入に伴い、介護・福祉と高齢者医療の連携がますます重要になるなど、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町の医療機関は、病院1、有床診療所1、無床診療所6、歯科診療所7となっています。公立志津川病院をはじめとする町内の医療機関では、互いに連携を図りながら地域住民の健康増進と生命を守るために、各種医療サービスの提供を行っています。

町民の健康増進から疾病予防、治療、リハビリテーションまでの幅広い医療需要に対応するためには、医療機関が町民生活に密着した一次医療（プライマリ・ケア）及び二次医療（入院）を提供することに加え、町外の医療機関との連携を緊密にした医療機能体系の確立が課題となっています。また、救急医療の現状としては、初期救急は、公立志津川病院での随時受入れはもとより、町内の診療所の連携による日曜当番医制を整備しており、さらに、二次救急は、気仙沼医療圏において公立志津川病院を含めた3病院が病院群輪番制により救急患者の受け入れを行っている状況です。なお、三次救急（救命救急医療）については、東北大学救命救急センターなど高度な医療を総合的に提供することが可能な病院との連携を強化しています。

町民の命を守り健康を維持していくためには、医療施設機能の充実や医療水準の向上、医療施設相互の連携が必要となります。日々の自主的な健康管理や一次医療への理解、医療サービスの受け方など、診療を受ける側の意識改革も重要な課題となっています。

【基本事業】

③-2-1 地域医療供給体制の充実

町民の抱える多様な医療需要に対応するため、公立志津川病院と町内の診療所間の機能分担や効果的な救急医療体制の整備を推進します。

③-2-2 公立志津川病院の充実

本町の基幹病院であるとの位置付けから、運営体制の充実、経営の健全化を図ります。

基本事業	主要事務事業
地域医療供給体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一次・二次医療の充実 ・初期救急医療体制整備事業 ・病院群輪番制病院運営事業
公立志津川病院の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の基幹病院としての医療サービスの提供 ・病院経営健全化の推進 ・医療機器整備事業 ・施設整備の検討

